

## 議案第3号 交野市行政手続条例の一部を改正する条例について

### 1. 条例改正の目的

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法において、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達について、インターネットによる閲覧等により確認できることとなったことから、本市条例についても同様の改正を行うもの。

### 2. 条例改正の内容

行政手続法の改正に倣い、交野市行政手続条例における聴聞等の通知に係る公示送達のデジタル化に対応するため、主に第15条で定める聴聞の通知方式及び第29条で定める弁明の機会の付与手続における聴聞手続の準用規定に関して、所要の改正を行うもの。

①公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態におく措置。（市HPでの掲載。）

②公示事項が記載された書面を行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置。

（従来の掲示場への掲示又は、市庁舎等に設置したパソコン画面での表示。）

【改正制度イメージは、次頁を参照】

### 3. 関連Webサイト

<https://www.digital.go.jp/laws/2567b640-d579-488c-a512-57f51e70ed3f>

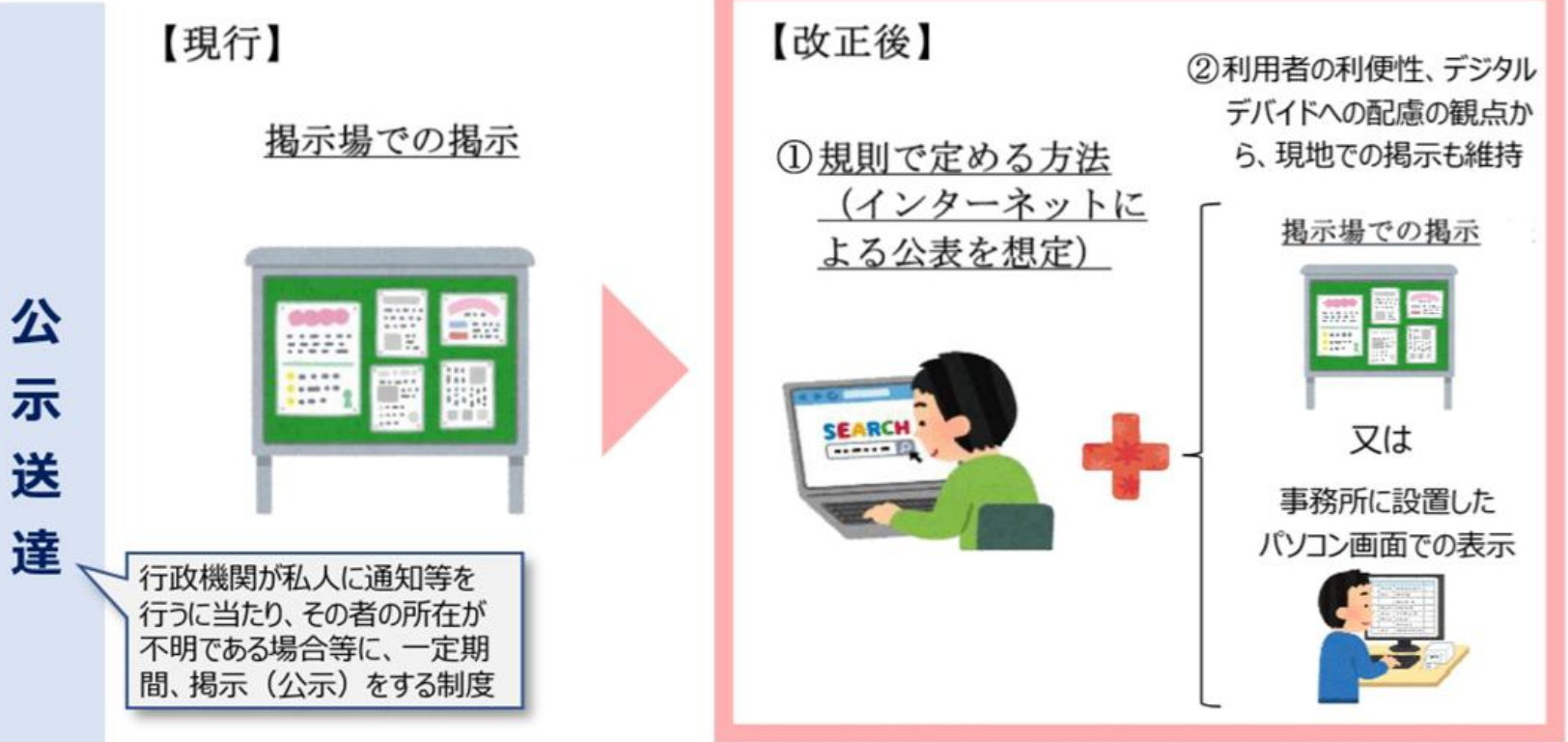
【デジタル庁HP】

### 4. 施行期日 令和8年5月21日

# 議案第3号 交野市行政手続条例の一部を改正する条例について

## 5. 改正制度イメージ

交野市行政手続条例における聴聞又は弁明の機会の付与（※）を行う際に、その旨を当該不利益処分の相手方に通知する必要があるところ、その者の所在が判明しない場合の取扱い（公示送達）についてのイメージ



※聴聞とは、主に許認可等を取り消すなど処分の相手方に重大な不利益処分をしようとするときに、処分の相手方等が口頭で意見を述べる機会を保障する手続をいう。

弁明の機会の付与とは、聴聞に該当しない事由の不利益処分をしようとするときに、書面による意見陳述の機会を与える手続をいう。

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和8年3月定例会

	<p>議案第3号 交野市行政手続条例の一部を改正する条例について</p>	<p>政策等の区分</p>	<p>計画 ・ 事業 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）</p>															
<p>〈政策等の概要〉</p> <p>処分及び届出並びに市の機関が行う行政指導に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市も同様の改正が行われる。</p>																	
	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 15%;">総事業費</th> <th style="width: 15%;">国庫支出金</th> <th style="width: 15%;">府支出金</th> <th style="width: 15%;">市債</th> <th style="width: 15%;">その他</th> <th style="width: 15%;">一般財源</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源									
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源													
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による改正後の行政手続法において、聴聞及び弁明の機会の付与の通知に係る公示送達について、インターネットによる閲覧等により確認できることとなったことから、本市条例についても同様の改正を行うもの。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>																	
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>令和5年6月16日 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律 公布（令和8年5月21日一部施行）</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">まちづくりの目標</td> <td style="width: 10%;">目 標</td> <td style="width: 60%;">—</td> </tr> <tr> <td>政策分野または経営方針</td> <td>分野・方針</td> <td>効率的・効果的な行政運営</td> </tr> <tr> <td>施策</td> <td>施 策</td> <td>その他</td> </tr> </table> <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 30%;">計画名称</td> <td style="width: 70%;"> </td> </tr> <tr> <td>策定年度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>計画期間</td> <td> </td> </tr> </table>			まちづくりの目標	目 標	—	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営	施策	施 策	その他	計画名称		策定年度		計画期間	
まちづくりの目標	目 標	—																
政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営																
施策	施 策	その他																
計画名称																		
策定年度																		
計画期間																		
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>令和8年5月21日</p>																	
	<p>担当部局</p> <p>総務部</p>	<p>担当課</p> <p>総務課</p>	<p>添付資料（有の場合は、その名称）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 新旧対照表等</p>															

交野市行政手続条例（平成13年条例第13号）新旧対照表

新	旧
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ <u>によって行うことができる。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p>

新	旧
<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（続行期日の指定）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人と、<u>同項中「 _____ とき」とあるのは「 _____ とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項及び第4項、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項</u></p>	<p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（続行期日の指定）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第15条第3項 _____ の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項 _____ 中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人と、 _____ 「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた _____ 日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（聴聞に関する手続の準用）</p> <p>第29条 第15条第3項 _____、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同項第3号 _____ 及び第4号</u>」とあるのは「<u>同項第3号 _____</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項</p>

新	旧
<p>中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</p>